

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第43号

医療法施行細則の一部を改正する規則

第1条 医療法施行細則（昭和32年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この規則は、<u>医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）</u>、<u>医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）</u>、<u>医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）</u>及び<u>鳥取県医療法施行条例（昭和24年鳥取県条例第82号。以下「条例」という。）</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	
<p><u>（病院診療所開設許可申請書）</u></p> <p>第1条の2 <u>規則第1条の14第1項に規定する申請書は、病院に係るものにあつては第1号様式、診療所に係るものにあつては第2号様式のとおりとする。</u></p>	<p><u>（病院診療所開設許可申請書）</u></p> <p>第1条 <u>医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第1条第1項の規定による病院開設許可申請書は、第1号様式、診療所開設許可申請書は、第2号様式による。</u></p>
<p><u>（開設許可申請事項変更許可申請書）</u></p> <p>第3条 <u>法第7条第2項の規定による許可の申請は、第4号様式の申請書を提出してしなければならない。</u></p>	<p><u>（開設許可申請事項変更許可申請書）</u></p> <p>第3条 <u>医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第4条第1項の規定による開設許可申請事項変更許可申請書は、第4号様式による。</u></p>
<p><u>（特定の者の治療のみを行う病院等の病床）</u></p> <p>第3条の2 <u>条例第3条第1項第1号の規則で定める病床は、次に掲げる病床とする。</u></p> <p><u>（1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設の病床及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護（次条第1号において「療養介護」という。）を行う施設の病床</u></p> <p><u>（2）独立行政法人自動車事故対策機構が設置する病院又は診療所であつて、自動車事故による後遺障害の治療を行うものの病床</u></p> <p><u>（3）独立行政法人労働者健康福祉機構が設置する</u></p>	

病院又は診療所であつて、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）が適用される業務上の災害の診療のみを行うものの病床

(4) 前号に掲げるもののほか、特定の事務所又は事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院又は診療所の病床

2 条例第3条第1項第3号の規則で定める病床は、次に掲げる病床とする。

(1) ハンセン病療養所の病床

(2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第2条第5項に規定する指定入院医療機関の病床

(病床の数の補正)

第3条の3 条例第3条第1項の規定により行う補正は、次の各号に掲げる病床の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる病床 当該病床の利用者のうち児童福祉法第42条第2号に定める支援又は療養介護を受ける者以外の者の数を当該利用者の数で除した割合（その割合が0.05以下であるときは、零）を乗じて得た数に補正する。

(2) 前条第1項第2号に掲げる病床 当該病床の利用者のうち同号に規定する治療を受ける者以外の者の数を当該利用者の数で除した割合（その割合が0.05以下であるときは、零）を乗じて得た数に補正する。

(3) 前条第1項第3号及び第4号の病床 当該病床の利用者のうちこれらの号に規定する診療以外の診療を受ける者の数を当該利用者の数で除した割合（その割合が0.05以下であるときは、零）を乗じて得た数に補正する。

(4) 条例第3条第1項第2号並びに前条第2項各号に掲げる病床 病床の数に算入しない。

(介護老人保健施設の入所定員数)

第3条の4 条例第3条第2項の規定により既存の療養病床の病床数とみなす数は、介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数とする。

(医師歯科医師助産師が開設するときの届)

第5条 法第8条の規定による届出は、第6号様式又は第7号様式の届出書を提出してしなければならない

(医師歯科医師助産師が開設するときの届)

第5条 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第8条の規定による診療所開設届は、第

<p>い。</p> <p>(開設許可(届出)事項変更届)</p> <p>第6条 令第4条第1項から第3項まで又は第4条の2第2項の規定による届出は、第8号様式の届出書を提出してしなければならない。</p> <p>第7条 削除</p> <p>(休止、廃止、再開届)</p> <p>第9条 法第8条の2第2項前段又は第9条第1項の規定による届出は、第11号様式の届出書を提出してしなければならない。</p> <p>2 法第8条の2第2項後段の規定による届出は、第12号様式の届出書を提出してしなければならない。</p> <p>(病院医師宿直免除許可申請書)</p> <p>第14条 法第16条ただし書の規定による許可の申請は、第16号様式の申請書を提出してしなければならない。</p> <p>第15条 削除</p> <p>(診療用エックス線装置設置届)</p> <p>第17条 規則第24条の2に規定する届出書は、第19号様式のとおりとする。</p> <p>第18条及び第19条 削除</p> <p>(診療用エックス線装置の変更等)</p> <p>第20条 規則第29条第1項に規定する届出書は、第22号様式又は第25号様式のとおりとする。</p>	<p>6号様式、助産所開設届は、第7号様式による。</p> <p>(開設許可(届出)事項変更届)</p> <p>第6条 令第4条第2項の規定による開設許可申請事項並びに令第4条の2第2項及び第3項の規定による開設届出事項を変更したときの届は、第8号様式による。</p> <p>(総合病院名称承認申請書)</p> <p>第7条 規則第6条の規定による総合病院名称承認申請書は、第9号様式による。</p> <p>(休止、廃止、再開届)</p> <p>第9条 法第9条第1項の規定による病院、診療所又は助産所休止(廃止)届は、第11号様式、再開届は、第12号様式による。</p> <p>(病院医師宿直免除許可申請書)</p> <p>第14条 法第16条第1項ただし書の規定による病院医師宿直免除許可申請書は、第16号様式による。</p> <p>(病院従業者標準定員適用除外許可申請書)</p> <p>第15条 法第21条第1項ただし書の規定による病院従業者標準定員適用除外許可申請書は、第17号様式による。</p> <p>(診療用エックス線装置設置届)</p> <p>第17条 規則第24条の規定による診療用エックス線装置設置届は、第19号様式による。</p> <p>(診療用ガンマ線照射装置設置届)</p> <p>第18条 規則第25条の規定による診療用ガンマ線照射装置設置届は、第20号様式による。</p> <p>(診療用放射性物質備付届)</p> <p>第19条 規則第26条の規定による診療用放射性物質備付届は、第21号様式による。</p> <p>(変更届)</p> <p>第20条 規則第27条第1項の規定による診療用エックス線装置設置届出事項変更届は、第22号様式、診療用ガンマ線照射装置設置届出事項変更届は、第23号</p>
--	--

第21条及び第22条 削除

(書類の經由)

第23条 法、令又は規則により知事に提出する申請書及び届出書は、病院、診療所又は助産所の所在地を管轄する福祉保健事務所長又は総合事務所長を経由しなければならない。

2 法、令又は規則により提出する書類は、申請書又は第9条若しくは第10条の届出書については副本1部、その他の届出書については、副本2部を添付しなければならない。

(受理済証)

第24条 福祉保健事務所長又は総合事務所長は、法、令又は規則により提出する届出書（第9条又は第10条の届出書を除く。）を受理したときは、その副本に受理した旨及び受理年月日を記入して届出者に交付しなければならない。

第1号様式

病院開設許可申請書		
略		
30 精神、結核又は感染症病室がある場合、特に設ける施設又は設備	略	結核又は感染症病室がある場合には医療法施行規則第21条第1号に掲げるもの以外の必要な消毒設備
略		

注 略

様式、診療用放射性物質備付届出事項変更届は、第24号様式による。

(廃止、廃用届)

第21条 規則第27条第2項の規定による診療用エックス線装置廃止届は、第25号様式、診療用ガンマ線照射装置廃止届は、第26号様式、診療用放射性物質廃用届は、第27号様式による。

(法定外事項広告許可申請書)

第22条 法第69条第1項第7号及び法第71条第1項第6号の規定による法定外事項広告許可申請書は、第28号様式による。

(書類の經由)

第23条 法、令又は規則により知事に提出する申請書及び届は、病院、診療所又は助産所の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

2 法、令又は規則により提出する書類は、申請書又は第9条、第10条若しくは第21条の届については副本1部、その他の届については、副本2部を添付しなければならない。

(受理済証)

第24条 法、令又は規則により提出する届（第9条、第10条又は第21条の届出を除く。）を受理したときは、その副本に受理した旨及び受理年月日を記入して届出者に交付しなければならない。

第1号様式

病院開設許可申請書		
略		
30 精神、結核又は感染症病室がある場合、特に設ける施設又は設備	略	結核又は感染症病室がある場合には医療法施行規則第20条第7号に掲げるもの以外の必要な消毒設備
略		

注 略

第4号様式

病院（診療所、助産所）開設許可事項変更許可申請書
略

注 変更しようとする事項が規則第1条の14第9号及び第11号から第14号までに該当する場合は平面図を添付すること。

第18号様式

病院（診療所、助産所）施設使用許可申請書
略

別紙

略	
30 精神、結核 又は感染症病 室がある場 合、特に設け る施設又は設 備	略 結核又は感染症 病室がある場合 には医療法施行 規則第21条第1 号に掲げるもの 以外の必要な消 毒設備
略	

注 略

第4号様式

病院（診療所、助産所）開設許可事項変更許可申請書
略

注 変更しようとする事項が規則第1条第9号及び第11号から第14号までに該当する場合は平面図を添付すること。

第18号様式

病院（診療所、助産所）施設使用許可申請書
略

別紙

略	
30 精神、結核 又は感染症病 室がある場 合、特に設け る施設又は設 備	略 結核又は感染症 病室がある場合 には医療法施行 規則第20条第7 号に掲げるもの 以外の必要な消 毒設備
略	

注 略

第2条 医療法施行細則の一部を次のように改正する。

第6号様式及び第7号様式中「保健所長」を「職 氏名」に改める。

第9号様式を次のように改める。

第9号様式 削除

第11号様式から第13号様式までの規定中 「鳥取県知事
(保健所長)」 を「職 氏名」に改める。

第17号様式を次のように改める。

第17号様式 削除

第19号様式中 「鳥取県知事
(保健所長)」 を「職 氏名」に改める。

第20号様式及び第21号様式を削り、第22号様式中 「鳥取県知事
(保健所長)」 を「職 氏名」に改め、同様式を第20号
様式とする。

第23号様式及び第24号様式を削り、第25号様式中 「鳥取県知事
(保健所長)」 を「職 氏名」に改め、同様式を第21号
様式とする。

第26号様式から第28号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、改正後の医療法施行細則第3条の4の規定にかかわらず、介護老人保健施設の入所定員数は、既存の療養病床の病床数に算入しない。ただし、病院又は診療所の病床を減少して開設した介護老人保健施設の入所定員数については、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により開設の日以後最初の医療計画が定められるまでの間、既存の療養病床の病床数とみなす。